

様式第 6 号 (第 7 条関係)

五霞町指令第 6-11 号

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 久喜市久喜東 3 丁目 7 番 10 号  
氏 名 (株)セントラル・アメニティ  
代表取締役 三石 力也

令和 6 年 2 月 9 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業許可申請書については、五霞町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 13 条第 1 項の規定により、次の条件を付して許可する。

営業所の所在地及び名称	幸手市北 2-18-1 (株)セントラル・アメニティ幸手支店
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 (ごみ、し尿、汚泥、その他)
収集、運搬及び処分の別	収集・運搬
処理施設 (処分地) の所在地及び名称	坂東市寺久 1353-1 さしまクリーンセンター寺久
営業の区域	五 霞 町
処 理 料 金	申請料金による
営業許可期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
その他の条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令 (町条例及び規則を含む。) を遵守するほか町長の指示に従うこと。

令和 6 年 2 月 14 日

五霞町長 知久清志

